

富士市認知症サポーター養成事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、認知症サポーター養成事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 認知症サポーター養成講座は、認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において認知症の人や家族を支援する認知症サポーター（以下「サポーター」という。）を養成することにより、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進することを目的とする。

(実施主体)

第3条 富士市認知症サポーター養成事業の実施主体は、富士市（以下「市」という。）とする。

(認知症サポーター養成講座の講師)

第4条 認知症サポーター養成講座（以下「養成講座」という。）の講師は、静岡県等が主催するキャラバン・メイト養成研修を受講した、富士市在勤または在住の者で、富士市内で養成講座を年間3回程度以上開催することができる者とし、名称を「富士市キャラバン・メイト」とする。（以下「メイト」という。）

2 メイトは、事務局に必要書類（様式1）を提出することで登録とする。

(認知症サポーター養成講座の対象者)

第5条 養成講座の対象者は、市内において、認知症の人や家族の理解者として、地域で支え合おうとする意欲を持つ者で、市長が適当と認めたものとする。

(養成講座内容)

第6条 養成講座の研修内容は、次のとおりとし、概ね90分程度とする。

研修内容	標準時間
認知症の基礎知識（認知症とは何か、認知症の症状とは）、早期診断治療の重要性、権利擁護等	60分
認知症の人への対応、家族の支援、サポーターとして出来ること等	30分

(養成講座の受講料)

第7条 養成講座の受講料は、無料とする。

(養成講座の申込)

第8条 養成講座の開催を希望する者（以下「希望者」という。）は、開催を希望する概ね2月前までに、参加者（概ね10人以上）を募り、事務局又はメイトに「認知症サポーター養成講座開催申込み書」（様式2）により申込を行うものとする。

2 養成講座の実施会場は、希望者が確保するものとする。

(計画表)

第9条 養成講座を開催しようとするメイトは、事務局に対し、「認知症サポーター養成講座開催計画表」(以下「計画表」という。)(様式3)を原則として当該養成講座を開催する1月前までに提出する。

2 事務局は、養成講座開催日の1週間前までに、標準テキスト・ビデオ・オレンジリング等の必要物品を準備する。

(オレンジリングの交付)

第10条 養成講座修了者には、サポーターの証となるオレンジリングを、メイトを通じ交付するものとする。

(事務局への報告)

第11条 養成講座を実施したメイトは、当該養成講座終了後、速やかに、事務局に「認知症サポーター養成講座実施報告書」(以下「報告書」という。)(様式4)を提出しなければならない。

(全国キャラバン・メイト連絡協議会等への報告)

第12条 事務局は、第10条及び前条の規定に基づき、メイトから提出のあった計画表及び報告書について、全国キャラバン・メイト連絡協議会並びに静岡県に報告するものとする。

(事務局)

第13条 富士市認知症サポーター養成事業事務局(以下「事務局」という。)は富士市保健部高齢者支援課に置く。

(報償費)

第14条 養成講座の講師を行ったメイトは、報償費として1人当たり、1回500円(税込み)を市から支給されるものとする。ただし、市及び地域包括支援センターが業務の一環として行ったもの並びにメイトが県からの受託事業により行ったもの並びにメイトが勤務先(法人・事業者)の主催により行ったものは除く。

2 事務局は、その必要性を認めた場合、概ね半年単位で口座振替にて支払いを行うものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めることのほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。